

条例制定改廃調書  
条例改正に伴う新旧対照表

令和5年

奈良市議会6月定例会

## 条例制定改廃調書

1 名 称	こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> <li>こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第76号）</li> </ul>	4 制定改廃の概要	<p>1. 左記の法律改正に伴い、下記の条例について引用条文等の整理を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 奈良市子ども・子育て会議条例（第1条による改正）</li> <li>(2) 奈良市総合福祉センター条例（第2条による改正）</li> <li>(3) 奈良市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（第3条による改正）</li> <li>(4) 奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（第4条による改正）</li> <li>(5) 奈良市中心身障害者医療費の助成に関する条例（第5条による改正）</li> </ul>
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記の法律の施行に伴い、右記の条例に条項ずれ、文言整理の必要が生じたため、所要の改正を行うもの。</li> </ul>		
5 施行期日	公布の日	所管部課	子ども未来部 子ども政策課、保育所・幼稚園課 福祉部 福祉医療課、障がい福祉課

## 奈良市子ども・子育て会議条例 新旧対照表 (第1条による改正)

現行	改正案
<p>(設置)</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号) <u>第77条第1項</u>及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。次条において「認定こども園法」という。)第25条の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、奈良市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 会議の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 子ども・子育て支援法 <u>第77条第1項</u>各号に掲げる事務を処理すること。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号) <u>第72条第1項</u>及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。次条において「認定こども園法」という。)第25条の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、奈良市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 会議の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 子ども・子育て支援法 <u>第72条第1項</u>各号に掲げる事務を処理すること。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2 略</p>

## 奈良市総合福祉センター条例 新旧対照表 (第2条による改正)

現行	改正案
<p>(利用料金)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 前項の利用料金の額は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 第9条第1号の事業 法第29条第3項に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した費用の額（その額が現に事業に要した費用（同条第1項に規定する特定費用を除く。）の額を超えるときは当該現に事業に要した費用の額）</p> <p>(2) 略</p> <p>3 略</p>	<p>(利用料金)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 前項の利用料金の額は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 第9条第1号の事業 法第29条第3項に規定する<u>主務大臣</u>が定める基準により算定した費用の額（その額が現に事業に要した費用（同条第1項に規定する特定費用を除く。）の額を超えるときは当該現に事業に要した費用の額）</p> <p>(2) 略</p> <p>3 略</p>

## 奈良市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例 新旧対照表（第3条による改正）

現行	改正案
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例で使用する用語の意義は、法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府、文部科学省、厚生労働省告示第2号。以下「認定こども園基準」という。）において使用する用語の例による。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例で使用する用語の意義は、法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府、文部科学省、厚生労働省告示第2号。以下「認定こども園基準」という。）において使用する用語の例による。</p>

## 奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例 新旧対照表（第4条による改正）

現行	改正案
<p>(日常生活用具給付事業に係る費用負担)</p> <p>第3条 法第77条第1項第6号に規定する日常生活上の便宜を図るための用具であって厚生労働大臣が定めるもの（以下「日常生活用具」という。）の給付を受ける者又はその扶養義務者は、日常生活用具の購入に通常要する費用の額を勘案して市長が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該日常生活用具の購入に要した費用の額を超えるときは、当該現に日常生活用具の購入に要した費用の額）の100分の10に相当する額を負担しなければならない。</p>	<p>(日常生活用具給付事業に係る費用負担)</p> <p>第3条 法第77条第1項第6号に規定する日常生活上の便宜を図るための用具であって主務大臣が定めるもの（以下「日常生活用具」という。）の給付を受ける者又はその扶養義務者は、日常生活用具の購入に通常要する費用の額を勘案して市長が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該日常生活用具の購入に要した費用の額を超えるときは、当該現に日常生活用具の購入に要した費用の額）の100分の10に相当する額を負担しなければならない。</p>

## 奈良市中心身障害者医療費の助成に関する条例 新旧対照表（第5条による改正）

現行	改正案
<p>(対象者)</p> <p>第2条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、本市に居住（学校教育法（昭和22年法律第26号）第80条に規定する学校に就学している者並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設、同条第1項の厚生労働省令で定める施設、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設及び身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第5条第2項に規定する医療保健施設に入所している者については、その者の保護者（親権を行う者又は後見人等をいう。）が本市に居住）し、かつ、次のいずれかに該当する者であつて、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者又は規則で定める社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）による被保険者、組合員、加入者若しくはこれらの者の被扶養者であるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(対象者)</p> <p>第2条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、本市に居住（学校教育法（昭和22年法律第26号）第80条に規定する学校に就学している者並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設、同条第1項の主務省令で定める施設、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設及び身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第5条第2項に規定する医療保健施設に入所している者については、その者の保護者（親権を行う者又は後見人等をいう。）が本市に居住）し、かつ、次のいずれかに該当する者であつて、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者又は規則で定める社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）による被保険者、組合員、加入者若しくはこれらの者の被扶養者であるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 略</p>

## 条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号）第8条による生活保護法（昭和25年法律第144号）の一部改正</li> <li>・医療扶助のオンライン資格確認における外国人の取扱いについて（令和3年3月30日付厚生労働省社会・援護局保護課、内閣府大臣官房番号制度担当室事務連絡）</li> </ul>	4 制定改廃の概要	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 生活に困窮する外国人に対して行われる生活保護法による保護に準じた措置の実施に関する事務（以下「外国人生活保護事務」という。）について、個人番号を利用できるようにする。（別表第1関係）【担当部課：福祉部 保護課】</li> <li>2. 外国人生活保護事務において、医療保険給付関係情報等の規則で定める情報について、個人番号を利用できるようにする。（別表第2関係）【担当部課：福祉部 保護課】</li> <li>3. 法定事務（番号法に規定がある事務）及び独自利用事務（法定事務以外の事務で、条例により個人番号を利用できる事務）について、外国人生活保護事務に係る情報を利用できるようにする。（別表第2関係）【担当部課：次のとおり】 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>総務部 市民税課、資産税課、滞納整理課</p> <p>福祉部 障がい福祉課、長寿福祉課、国保年金課、福祉医療課、介護福祉課</p> <p>子ども未来部 保育所・幼稚園課、子ども育成課、子育て相談課</p> <p>健康医療部 健康増進課、保健予防課</p> <p>都市整備部 住宅課</p> <p>教育部 地域教育課、保健給食課</p> </div> </li> <li>4. 教育委員会所管の独自利用事務について、外国人生活保護事務に係る情報を利用できるようにする。（別表第3関係）【担当部課：教育部 教育総務課】</li> </ol>
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護法の改正により、医療扶助におけるオンライン資格確認が導入されることに伴い、外国人の生活保護に関する事務について、個人番号の利用を可能とするために、所要の規定を整備しようとするもの。</li> </ul>		
5 施行期日	令和5年9月1日	所管部課	福祉部 保護課



奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 新旧対照表

現行			改正案		
別表第1（第4条関係）			別表第1（第4条関係）		
機関	事務		機関	事務	
略	略		略	略	
11 市長	略		11 市長	略	
12 教育委員会	略		12 市長	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護に準じて行う生活に困窮する外国人に対する措置の実施に関する事務であって規則で定めるもの	
13 教育委員会	略		13 教育委員会	略	
13 教育委員会	略		14 教育委員会	略	
別表第2（第4条関係）			別表第2（第4条関係）		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
1 市長	奈良市子ども医療費の助成に関する条例による子どもに対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	略 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又は 就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）   であって規則で定めるもの	1 市長	奈良市子ども医療費の助成に関する条例による子どもに対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	略 生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）又は生活に困窮する外国人に対して行われる生活保護法による保護に準じた措置の実施に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの

現行			改正案				
		略			略		
2	市長	小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの	略 生活保護関係情報 _____であって規則で定めるもの 略	2	市長	小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの	略 生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの 略
3	市長	奈良市営住宅条例による市営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	略 生活保護関係情報 _____であって規則で定めるもの 略	3	市長	奈良市営住宅条例による市営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	略 生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの 略
4	市長	奈良市改良住宅条例による改良住宅等の管理に関する事務であって規則で定めるもの	略 生活保護関係情報 _____であって規則で定めるもの 略	4	市長	奈良市改良住宅条例による改良住宅等の管理に関する事務であって規則で定めるもの	略 生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの 略
5	市長	奈良市コミュニティ住宅条例によるコミュニティ住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	略 生活保護関係情報 _____であって規則で定めるもの 略	5	市長	奈良市コミュニティ住宅条例によるコミュニティ住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	略 生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの 略
6	市長	奈良市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例によるひとり親家庭等の配偶者のない者及び児童に	略 生活保護関係情報 _____であって規則で定めるもの 略	6	市長	奈良市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例によるひとり親家庭等の配偶者のない者及び児童に	略 生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの 略

現行			改正案		
	対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの			対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	
7 市長	奈良市心身障害者医療費の助成に関する条例による心身障害者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	略 生活保護関係情報 _____であって規則で定めるもの 略	7 市長	奈良市心身障害者医療費の助成に関する条例による心身障害者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	略 生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの 略
8 市長	重度心身障害者老人等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	略 生活保護関係情報 _____であって規則で定めるもの 略	8 市長	重度心身障害者老人等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	略 生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの 略
9 市長	精神障害者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	略 生活保護関係情報 _____であって規則で定めるもの 略	9 市長	精神障害者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	略 生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの 略
10 市長	健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	略 生活保護関係情報 _____であって規則で定めるもの 略	10 市長	健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	略 生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの 略
略	略	略	略	略	略

現行			改正案		
13 市長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査 (犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって規則で定めるもの	略	13 市長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査 (犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって規則で定めるもの	略
		介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの			介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの（以下「介護保険等給付関係情報」という。）
		生活保護関係情報			生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		_____であって規則で定めるもの	14 市長	生活保護法による保護に準じて行う生活に困窮する外国人に対する措置の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
					医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
					介護保険等給付関係情報であって規則で定めるもの
					生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
					中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
					障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
					児童扶養手当法（昭和36年法律第238

現行	改正案		
			<p>号)による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当、障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>児童福祉法（昭和22年法律第164号）による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付又は障害児入所給付費の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による資金の貸付け又は給付金に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）による特定医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報で</p>

現行				改正案			
						あつて規則で定めるもの	
						児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付の支給に関する情報であつて規則で定めるもの	
				15 市長	法別表第2の第2欄に掲げる事務のうち第4欄において生活保護関係情報を利用する事務であつて規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの	
別表第3（第5条関係）				別表第3（第5条関係）			
情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報	情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	児童又は生徒の保護者に対する特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	市長	略 生活保護関係情報 _____であつて規則で定めるもの	1 教育委員会	児童又は生徒の保護者に対する特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	市長	略 生活保護関係情報 又は外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの
2 教育委員会	学校教育法による児童又は生徒の保護者に対する就学援助費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	市長	略 生活保護関係情報 _____であつて規則で定めるもの	2 教育委員会	学校教育法による児童又は生徒の保護者に対する就学援助費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	市長	略 生活保護関係情報 又は外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの

## 条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市手数料条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準（令和4年国土交通省告示第1106号）</li> <li>・建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令（令和4年経済産業省・国土交通省令第2号）</li> </ul>	4 制定改廃の概要	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 建築確認台帳記載証明手数料、長期優良住宅証明手数料、低炭素建築物証明手数料及び建築物エネルギー消費性能認定証明手数料について、徴収根拠の明確化のため所要の規定の整備を行う。（別表関係）</li> <li>2. 主務省令の一部改正に伴い建築物の省エネ性能を簡易に評価できる基準である誘導仕様基準が定められたことから、低炭素建築物新築等計画認定申請手数料、低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料及び建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料について申請手数料を新設する。（別表関係）</li> </ol>
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築確認台帳記載証明手数料等について、徴収根拠の明確化のため所要の規定の整備を行うもの。</li> <li>・主務省令の一部改正に伴い建築物の省エネ性能を簡易に評価できる基準である誘導仕様基準が定められたことから、低炭素建築物新築等計画認定及び建築物エネルギー消費性能向上計画認定等に係る審査について、申請手数料を新設する必要があるため。</li> </ul>		
5 施行期日	公布の日	所管部課	都市整備部 建築指導課

奈良市手数料条例 新旧対照表

現行				改正案			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
番号	名称	事務	金額	番号	名称	事務	金額
略	略	略	略	略	略	略	略
38の2	建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物に関する完了検査申請又は完了検査通知手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた計画による建築物（同法及び都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）の規定により適合判定通知書の交付を受けたとみなされる建築物による建築物を含む。）に係る建築基準法第7	床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル以内の場合 前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料額に60,000円（工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚水処理場、ごみ処理場その他エネルギーの使用の状況がこれらに類するもの（以下この項、第41の2項、第76の14の2項及び第76の14の3項において「工場等」という。）	38の2	建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物に関する完了検査申請又は完了検査通知手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた計画による建築物（同法及び都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）の規定により適合判定通知書の交付を受けたとみなされる建築物による建築物を含む。）に係る建築基準法第7	床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル以内の場合 前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料額に60,000円（工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚水処理場、ごみ処理場その他エネルギーの使用の状況がこれらに類するもの（以下この項、第41の2項、第76の14の2の2項及び第76の14の3項において「工場等」という。）



現行				改正案			
		条第1項の規定に基づく建築物に関する完了検査の申請又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第13条第2項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた計画による建築物に係る建築基準法第18条第16項の規定に基づく建築物に関する完了検査通知に対する検査	である場合にあっては、17,000円)を加算した額			条第1項の規定に基づく建築物に関する完了検査の申請又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第13条第2項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた計画による建築物に係る建築基準法第18条第16項の規定に基づく建築物に関する完了検査通知に対する検査	である場合にあっては、17,000円)を加算した額
		略	略			略	略
45	工作物に関する中間検査申請又は中間検査通知手数料	略	略	45	工作物に関する中間検査申請又は中間検査通知手数料	略	略
				45の2	建築確認台帳記載証明手数料	建築基準法第12条第8項に規定する台帳の記載事項に関する証明書の交付	1件につき 300円
略	略	略	略	略	略	略	略

現行					改正案				
76の10の2	認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可申請手数料	略	略	略	76の10の2	認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可申請手数料	略	略	略
					76の10の3	長期優良住宅証明手数料	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項の規定に基づく認定又は同法第10条の承認の証明に係る書面の交付	1件につき	300円
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
76の11	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査（次項に係るものを除く。以下この項において同じ。）のうち、 <u>一戸建ての住宅に係る審査</u> （以下この項において「戸	床面積が200平方メートル未満のもの	1件につき40,200円（建築基準法第6条の2第1項又は第7条の2第1項の規定による指定を受けた指定確認検査機関、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関	76の11	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査（次項に係るものを除く。以下この項において同じ。）のうち、 <u>単位住戸（住宅部分）建築物のエネルギー消費性能の向</u>	1件につき40,200円（建築基準法第6条の2第1項又は第7条の2第1項の規定による指定を受けた指定確認検査機関、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関	

現行				改正案				
		建住宅審査」という。)	又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関のうち市長が定めるものにより、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認められた計画(以下この項及び第76の13項において「低炭素建築物適合計画」という。)である場合にあっては、 6,700円)			上に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分をいう。)の数の1である住宅(以下この項、第76の13項、第76の15項、第76の17項及び第76の19項において「一戸建ての住宅」という。)であつて建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項、	又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関のうち市長が定めるものにより、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認められた計画(以下この項及び第76の13項において「低炭素建築物適合計画」という。)である場合にあっては、 6,700円)	
		床面積が200平方メートル以上のもの	1件につき44,300円(低炭素建築物適合計画である場合にあっては、6,700円)			第76の14の2の2項、第76の14の3項、第76の15項、第76の17項及び第76の19項並びに備考第	床面積が200平方メートル以上のもの	1件につき44,300円(低炭素建築物適合計画である場合にあっては、6,700円)

現行					改正案					
							7項、第13項及び第14項において「基準省令」という。)第10条第2号イ(1)及び同号ロ(1)の基準(以下この項、第76の13項、第76の15項及び第76の17項において「誘導性能基準」という。)を用いたものに係る審査(以下この項において「戸建住宅標準審査」という。)			
						都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物	床面積が200平方メートル未満のもの	1件につき23,200円(低炭素建築物適合計画である場合にあっては、6,700円)		
						新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅	床面積が200平方メートル以上のもの	1件につき24,500円(低炭素建築物適合計画である場合に		

現行				改正案					
							<p>であって基準省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(2)の基準(以下この項、第76の13項、第76の15項及び第76の17項において「誘導仕様基準」という。)を用いたものに係る審査(以下この項において「戸建住宅仕様審査」という。)</p>		<p>っては、6,700円)</p>
	都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅に係る審査(以下この項において「共同住宅審査」と	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき75,800円(低炭素建築物適合計画である場合にあっては、11,500円)		都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅に係る審査(以下この項において「共同住宅審査」と	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき75,800円(低炭素建築物適合計画である場合にあっては、11,500円)		
		床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき123,000円(低炭素建築物適合計画である場合にあっては、22,400円)			床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき123,000円(低炭素建築物適合計画である場合にあっては、22,400円)		

現行				改正案					
		いう。)	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき206,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、47,700円）			15項、第76の17項及び第76の19項において「共同住宅」という。)であって誘導性能基準を用いたものに係る審査（以下この項において「共同住宅標準審査」という。）の	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき206,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、47,700円）
			床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき292,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、84,000円）				床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき292,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、84,000円）
			床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき571,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、134,000円）				床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき571,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、134,000円）
			床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき1,006,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、202,000円）				床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき1,006,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、202,000円）
			床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき1,844,000円（低炭素建築物適合				床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき1,844,000円（低炭素建築物適合

現行				改正案			
			計画である場合にあっては、 305,000円)				計画である場合にあっては、 305,000円)
					都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅であつて誘導仕様基準を用いたものに係る審査（以下この項において「共同住宅仕様審査」という。）	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき38,900円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、11,500円）
						床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき64,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、22,400円）
						床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき111,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、47,700円）
						床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき165,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、84,000円）

現行				改正案				
						床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき 299,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、 134,000円）	
						床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき 501,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、 202,000円）	
						床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき 828,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、 305,000円）	
		都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、住宅（共同住宅	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき 238,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、11,500円）		都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、住宅（共同住宅	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき 238,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、11,500円）
			床面積が300平方メートル以上1,000平方メー	1件につき 297,000円（低炭素建築物適合計			床面積が300平方メートル以上1,000平方メー	1件につき 297,000円（低炭素建築物適合計



現行				改正案			
		を含む。)以外 の建築物(以下 この項及び第76 の13項において 「その他建築物 」という。)で あって同法第54 条第1項第1号 に規定する経済 産業大臣、国土 交通大臣及び環 境大臣が定める 基準(以下この 項及び第76の13 項において「誘 導基準」という 。)のうち、特 別な調査又は研 究の結果に基づ く方法以外の方 法を用いたもの に係る審査(以 下この項におい て「その他標準 審査」という。) の	トル未満のもの 画である場合に あっては、18,700 円) 1件につき 381,000円(低炭 素建築物適合計 画である場合に あっては、29,300 円) 1件につき 542,000円(低炭 素建築物適合計 画である場合に あっては、84,000 円) 1件につき 666,000円(低炭 素建築物適合計 画である場合に あっては、 132,000円) 1件につき 787,000円(低炭 素建築物適合計 画である場合に あっては、 166,000円)			ギー消費性能の 向上に関する法 律第11条第1項 に規定する非住 宅部分(以下こ の項、第76の13 項、第76の14の 2の2項、第76 の14の3項、第 76の15項、第76 の17項及び第76 の19項において 「非住宅部分」 という。)であ って基準省令第 10条第1号イ (1)及び同号ロ (1)の基準(以 下この項、第76 の13項、第76の 15項及び第76の 17項において 「標準入力法」 という。)を用 いたものに係る 審査(以下この 項において「非	トル未満のもの 画である場合に あっては、18,700 円) 1件につき 381,000円(低炭 素建築物適合計 画である場合に あっては、29,300 円) 1件につき 542,000円(低炭 素建築物適合計 画である場合に あっては、84,000 円) 1件につき 666,000円(低炭 素建築物適合計 画である場合に あっては、 132,000円) 1件につき 787,000円(低炭 素建築物適合計 画である場合に あっては、 166,000円)

現行				改正案				
		床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき897,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、207,000円）			住宅標準審査」という。）	床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき897,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、207,000円）
		床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき1,117,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、289,000円）				床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき1,117,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、289,000円）
	都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、その他建築物であって誘導基準のうち、特別な調査又は研究の結果に基づく方法をういたものに係る審査（以	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき94,200円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、11,500円）			都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分であって基準省令第10条第1号イ（2）及び同号ロ（2）の基準（以下この項、第76の13項、第76の	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき94,200円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、11,500円）
		床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき118,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、18,700円）				床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき118,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、18,700円）
		床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メ	1件につき154,000円（低炭素建築物適合計				床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メ	1件につき154,000円（低炭素建築物適合計

現行				改正案			
		下この項において「その他モデル審査」という。)	一トール未満のも 画である場合に あっては、29,300 円)			15項及び第76の 17項において「 モデル建物法」 という。)を用 いたものに係る 審査(以下この 項において「非 住宅モデル審査 」という。)	一トール未満のも 画である場合に あっては、29,300 円)
			床面積が2,000 平方メートル以 上5,000平方メ 一トール未満のも の 1件につき 247,000円(低炭 素建築物適合計 画である場合に あっては、84,000 円)				床面積が2,000 平方メートル以 上5,000平方メ 一トール未満のも の 1件につき 247,000円(低炭 素建築物適合計 画である場合に あっては、84,000 円)
			床面積が5,000 平方メートル以 上10,000平方メ 一トール未満のも の 1件につき 321,000円(低炭 素建築物適合計 画である場合に あっては、 132,000円)				床面積が5,000 平方メートル以 上10,000平方メ 一トール未満のも の 1件につき 321,000円(低炭 素建築物適合計 画である場合に あっては、 132,000円)
			床面積が10,000 平方メートル以 上25,000平方メ 一トール未満のも の 1件につき 384,000円(低炭 素建築物適合計 画である場合に あっては、 166,000円)				床面積が10,000 平方メートル以 上25,000平方メ 一トール未満のも の 1件につき 384,000円(低炭 素建築物適合計 画である場合に あっては、 166,000円)
			床面積が25,000 平方メートル以 上50,000平方メ 一トール未満のも の 1件につき 450,000円(低炭 素建築物適合計 画である場合に あっては、 207,000円)				床面積が25,000 平方メートル以 上50,000平方メ 一トール未満のも の 1件につき 450,000円(低炭 素建築物適合計 画である場合に あっては、 207,000円)

現行				改正案			
		床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき581,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、289,000円）			床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき581,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、289,000円）
		都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、 <u>一戸建ての住宅及びその他建築物に係る審査</u>	1件につき次に掲げる額を合算した額 ア <u>戸建住宅審査に掲げる手数料額</u>  イ <u>その他標準審査又はその他モデル審査に掲げる手数料額</u>			都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、 <u>一戸建ての住宅及び非住宅部分に係る審査</u>	1件につき次に掲げる額を合算した額 ア <u>戸建住宅標準審査又は戸建住宅仕様審査に掲げる手数料額</u>  イ <u>非住宅標準審査又は非住宅モデル審査に掲げる手数料額</u>
		都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、 <u>共同住宅及びその他建築物に係る審査</u>	1件につき次に掲げる額を合算した額 ア <u>共同住宅審査に掲げる手数料額</u>			都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、 <u>共同住宅及び非住宅部分に係る審査</u>	1件につき次に掲げる額を合算した額 ア <u>共同住宅標準審査又は共同住宅仕様審査に掲げる手数料額</u>

現行				改正案					
			イ <u>その他標準 審査又はその 他モデル審査 に掲げる手数 料額</u>				イ <u>非住宅標準 審査又は非住 宅モデル審査 に掲げる手数 料額</u>		
略	略	略	略	略	略	略	略		
76の 13	低炭素建築物 新築等計画変 更認定申請手 数料	都市の低炭素化 の促進に関する 法律第55条第2 項において準用 する同法第53条 第1項の規定に 基づく低炭素建 築物新築等計画 の変更の認定の 申請に対する審 査（次項に係る ものを除く。以 下この項におい て同じ。）のう ち、一戸建ての 住宅に係る審査 （以下この項に おいて「戸建住 宅審査」という 。）	床面積が200平 方メートル未満 のもの  床面積が200平 方メートル以上 のもの	1件につき 40,200円（低炭素 建築物適合計画 である場合にあ っては、6,700円）  1件につき 44,300円（低炭素 建築物適合計画 である場合にあ っては、6,700円）	76の 13	低炭素建築物 新築等計画変 更認定申請手 数料	都市の低炭素化 の促進に関する 法律第55条第2 項において準用 する同法第53条 第1項の規定に 基づく低炭素建 築物新築等計画 の変更の認定の 申請に対する審 査（次項に係る ものを除く。以 下この項におい て同じ。）のう ち、一戸建ての 住宅であって誘 導性能基準を用 いたものに係る 審査（以下この 項において「戸 建住宅標準審査	床面積が200平 方メートル未満 のもの  床面積が200平 方メートル以上 のもの	1件につき 40,200円（低炭素 建築物適合計画 である場合にあ っては、6,700円）  1件につき 44,300円（低炭素 建築物適合計画 である場合にあ っては、6,700円）



現行				改正案			
		する同法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅に係る審査	<p>床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</p> <p>1件につき123,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、22,400円）</p>			する同法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅であって誘導性能基準を用いたものに係る審査（以下この項において「共同住宅標準審査」という。）	<p>床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</p> <p>1件につき123,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、22,400円）</p>
		(以下この項において「共同住宅審査」という。)	<p>床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</p> <p>1件につき206,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、47,700円）</p>				<p>床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</p> <p>1件につき206,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、47,700円）</p>
			<p>床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</p> <p>1件につき292,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、84,000円）</p>				<p>床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</p> <p>1件につき292,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、84,000円）</p>
			<p>床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</p> <p>1件につき571,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、134,000円）</p>				<p>床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</p> <p>1件につき571,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、134,000円）</p>
			<p>床面積が25,000</p> <p>1件につき</p>				<p>床面積が25,000</p> <p>1件につき</p>

現行				改正案			
		平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,006,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、202,000円）			平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,006,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、202,000円）
		床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき1,844,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、305,000円）			床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき1,844,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、305,000円）
					都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅であって誘導仕様基準を用いたものに係る審査（以下この	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき38,900円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、11,500円）
						床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき64,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、22,400円）
						床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メ	1件につき111,000円（低炭素建築物適合計





現行				改正案					
		都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、その他建築物であつて誘導基準のうち、特別な調査又は研究の結果に基づく方法以外の方法を用いたものに係る審査（以下この項において「その他標準審査」という。）	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき 238,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、11,500円）			都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、 <u>非住宅部分であつて標準入力法を用いたものに係る審査（以下この項において「非住宅標準審査」という。）</u>	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき 238,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、11,500円）
			床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき 297,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、18,700円）				床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき 297,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、18,700円）
			床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき 381,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、29,300円）				床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき 381,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、29,300円）
			床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき 542,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、84,000円）				床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき 542,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、84,000円）
			床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき 666,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、11,500円）				床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき 666,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、11,500円）

現行				改正案			
		一トル未満のもの	画である場合にあっては、 132,000円)			一トル未満のもの	画である場合にあっては、 132,000円)
		床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき787,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、 166,000円)			床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき787,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、 166,000円)
		床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき897,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、 207,000円)			床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき897,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、 207,000円)
		床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき1,117,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、 289,000円)			床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき1,117,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、 289,000円)
	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第53条第1項の規定に	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき94,200円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、11,500円)		都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第53条第1項の規定に	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき94,200円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、11,500円)

現行				改正案					
		基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、その他建築物であつて誘導基準のうち、特別な調査又は研究の結果に基づく方法を用いたものに係る審査（以下この項において「 <u>その他モデル審査</u> 」という。）	床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1 件につき 118,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、18,700円）			基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、 <u>非住宅部分であつてモデル建物法を用いたものに係る審査（以下この項において「<u>非住宅モデル審査</u>」という。）</u>	床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1 件につき 118,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、18,700円）
			床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1 件につき 154,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、29,300円）				床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1 件につき 154,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、29,300円）
			床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1 件につき 247,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、84,000円）				床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1 件につき 247,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、84,000円）
			床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1 件につき 321,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、132,000円）				床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1 件につき 321,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、132,000円）
			床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1 件につき 384,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、132,000円）				床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1 件につき 384,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、132,000円）

現行				改正案			
		一トル未満のもの	画である場合にあっては、 166,000円)			一トル未満のもの	画である場合にあっては、 166,000円)
		床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき 450,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、 207,000円)			床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき 450,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、 207,000円)
		床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき 581,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、 289,000円)			床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき 581,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、 289,000円)
		都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅及びその他建築物に係る審査	1件につき次に掲げる額を合算した額 ア <u>戸建住宅審査に掲げる手数料額</u>  イ <u>その他標準審査又はその他モデル審査に掲げる手数</u>			都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅及び非住宅部分に係る審査	1件につき次に掲げる額を合算した額 ア <u>戸建住宅標準審査又は戸建住宅仕様審査に掲げる手数料額</u>  イ <u>非住宅標準審査又は非住宅モデル審査に掲げる手数</u>

現行				改正案			
			料額				料額
		都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅及び <u>その他建築物に係る審査</u>	1件につき次に掲げる額を合算した額 ア <u>共同住宅審査に掲げる手数料額</u>  イ <u>その他標準審査又はその他モデル審査に掲げる手数料額</u>			都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅及び <u>非住宅部分に係る審査</u>	1件につき次に掲げる額を合算した額 ア <u>共同住宅標準審査又は共同住宅仕様審査に掲げる手数料額</u>  イ <u>非住宅標準審査又は非住宅モデル審査に掲げる手数料額</u>
76の14	建築基準関係規定適合審査の申出を併せて行う低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	略	略	76の14	建築基準関係規定適合審査の申出を併せて行う低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	略	略
				76の14の2	低炭素建築物証明手数料	都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の規定に基づく認定の証明に係る書面の交付	1件につき  300円
76の14	建築物エネルギー消費性能	建築物のエネルギー消費性能の向上	略	76の14	建築物エネルギー消費性能	建築物のエネルギー消費性能の向上	略

現行					改正案				
2	適合性判定手数料	に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査のうち、同法第11条第1項に規定する非住宅部分（以下この項、次項、第76の15項、第76の17項及び第76の19項において「非住宅部分」という。）であって建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項、次項、第76の15項、第76の17項及び第76の19項並びに備考第7			2の2	適合性判定手数料	に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査のうち、同法第11条第1項に規定する非住宅部分であって基準省令		

現行					改正案				
		項及び第13項から第17項までにおいて「基準省令」という。) 第1条第1項第1号イの基準を用いたものに係る審査					第1条第1項第1号イの基準を用いたものに係る審査		
		略	略	略			略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
76の15	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査(次項に係るものを除く。以下この項において同じ。)のうち、一戸建ての住宅に係る審査(以下この項において「戸建住宅審査」という。)	床面積が20平方メートル未満のもの	1件につき36,800円(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関のうち市長が定めるものにより、建築物のエネルギー消	76の15	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査(次項に係るものを除く。以下この項において同じ。)のうち、一戸建ての住宅であって誘導性能基準を用いたものに係る審査(以下この項に	床面積が20平方メートル未満のもの	1件につき36,800円(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関のうち市長が定めるものにより、建築物のエネルギー消



現行				改正案					
			費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合すると認められた計画（以下この項及び第76の17項において「建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画」という。）である場合にあっては、 6,700円)				において「 <u>戸建住宅標準審査</u> 」と いう。）		費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合すると認められた計画（以下この項及び第76の17項において「建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画」という。）である場合にあっては、 6,700円)
		床面積が200平方メートル以上のもの	1件につき 40,900円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、 6,700円)			床面積が200平方メートル以上のもの	1件につき 40,900円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、 6,700円)		
						建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー	床面積が200平方メートル未満のもの	1件につき 19,700円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、	

現行				改正案			
						一消費性能向上 計画の認定の申 請に対する審査 のうち、一戸建 の住宅であつ て誘導仕様基準 を用いたものに 係る審査（以下 この項において 「戸建住宅仕様 審査」という。）	6,700円) 1件につき 21,100円（建築物 エネルギー消費 性能向上基準適 合計画である場 合にあつては、 6,700円)
	建築物のエネル ギー消費性能の 向上に関する法 律第34条第1項 の規定に基づく 建築物エネルギ ー消費性能向上 計画の認定の申 請に対する審査 のうち、同法第 11条第1項に規 定する住宅部分 （一戸建ての住 宅を除く。以下 この項、第76の 17項及び第76の	床面積が300平 方メートル未満 のもの	1件につき 72,300円（建築物 エネルギー消費 性能向上基準適 合計画である場 合にあつては、 11,500円)			建築物のエネル ギー消費性能の 向上に関する法 律第34条第1項 の規定に基づく 建築物エネルギ ー消費性能向上 計画の認定の申 請に対する審査 のうち、 <u>共同住 宅であつて誘導 仕様基準を用い たものに係る審 査（以下この項 において「共同 住宅標準審査」</u>	1件につき 72,300円（建築物 エネルギー消費 性能向上基準適 合計画である場 合にあつては、 11,500円)
		床面積が300平 方メートル以上 2,000平方メー トル未満のもの	1件につき 120,000円（建築 物エネルギー消 費性能向上基準 適合計画である 場合にあつては、 22,400円)			床面積が300平 方メートル以上 2,000平方メー トル未満のもの	1件につき 120,000円（建築 物エネルギー消 費性能向上基準 適合計画である 場合にあつては、 22,400円)
		床面積が2,000 平方メートル以	1件につき 202,000円（建築			床面積が2,000 平方メートル以	1件につき 202,000円（建築

現行				改正案					
		19項において「共同住宅」という。)に係る審査(以下この項において「共同住宅審査」という。)	上5,000平方メートル未満のもの の の	物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、47,700円)			という。)	上5,000平方メートル未満のもの の の	物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、47,700円)
			床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの の	1件につき289,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、84,000円)				床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの の	1件につき289,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、84,000円)
			床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの の	1件につき567,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、134,000円)				床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの の	1件につき567,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、134,000円)
			床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの の	1件につき1,002,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、202,000円)				床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの の	1件につき1,002,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、202,000円)
			床面積が50,000平方メートル以上	1件につき				床面積が50,000平方メートル以上	1件につき

現行				改正案			
			平方メートル以上のも 1,840,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、305,000円）				平方メートル以上のも 1,840,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、305,000円）
						建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅であつて誘導仕様基準を用いたものに係る審査（以下この項において「共同住宅仕様審査」という。）	床面積が300平方メートル未満のもの 1件につき35,500円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、11,500円）
							床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 1件につき60,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、22,400円）
							床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 1件につき107,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、

現行					改正案				
									47,700円)
								床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき162,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、84,000円）
								床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき295,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、134,000円）
								床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき498,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、202,000円）
								床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき872,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である

現行				改正案			
							場合によっては、 305,000円)
	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき 234,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、11,500円）		建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき 234,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、11,500円）
	計画の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分であつて基準省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)の基準を	床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき 293,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、18,700円）		計画の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分であつて標準入力法	床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき 293,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、18,700円）
	用いたものに係る審査（以下この項において「非住宅標準審査」という。）	床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき 378,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、29,300円）		用いたものに係る審査（以下この項において「非住宅標準審査」という。）	床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき 378,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、29,300円）
		床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき 539,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準			床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき 539,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準

現行					改正案				
			の	適合計画である 場合にあつては、 84,000円)				の	適合計画である 場合にあつては、 84,000円)
			床面積が5,000 平方メートル以 上10,000平方メ ートル未満のも の	1件につき 663,000円（建築 物エネルギー消 費性能向上基準 適合計画である 場合にあつては、 132,000円)				床面積が5,000 平方メートル以 上10,000平方メ ートル未満のも の	1件につき 663,000円（建築 物エネルギー消 費性能向上基準 適合計画である 場合にあつては、 132,000円)
			床面積が10,000 平方メートル以 上25,000平方メ ートル未満のも の	1件につき 783,000円（建築 物エネルギー消 費性能向上基準 適合計画である 場合にあつては、 166,000円)				床面積が10,000 平方メートル以 上25,000平方メ ートル未満のも の	1件につき 783,000円（建築 物エネルギー消 費性能向上基準 適合計画である 場合にあつては、 166,000円)
			床面積が25,000 平方メートル以 上50,000平方メ ートル未満のも の	1件につき 893,000円（建築 物エネルギー消 費性能向上基準 適合計画である 場合にあつては、 207,000円)				床面積が25,000 平方メートル以 上50,000平方メ ートル未満のも の	1件につき 893,000円（建築 物エネルギー消 費性能向上基準 適合計画である 場合にあつては、 207,000円)
			床面積が50,000 平方メートル以 上のもの	1件につき 1,114,000円（建 築物エネルギー				床面積が50,000 平方メートル以 上のもの	1件につき 1,114,000円（建 築物エネルギー

現行				改正案			
			消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、289,000円)				消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、289,000円)
	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき90,800円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、11,500円)		建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき90,800円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、11,500円)
	計画の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分であつて基準省令第10条第1号イ(2)及び	床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき115,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、18,700円)		計画の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分であつてモデル建物法	床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき115,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、18,700円)
	用いたものに係る審査(以下この項において「非住宅モデル審査」という。)	床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき151,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、29,300円)		用いたものに係る審査(以下この項において「非住宅モデル審査」という。)	床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき151,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、29,300円)
		床面積が2,000平方メートル以	1件につき243,000円(建築			床面積が2,000平方メートル以	1件につき243,000円(建築



現行				改正案			
		上5,000平方メートル未満のもの	物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、 84,000円)			上5,000平方メートル未満のもの	物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、 84,000円)
		床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき 317,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、 132,000円)			床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき 317,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、 132,000円)
		床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき 381,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、 166,000円)			床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき 381,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、 166,000円)
		床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき 446,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、 207,000円)			床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき 446,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、 207,000円)
		床面積が50,000	1件につき			床面積が50,000	1件につき

現行				改正案			
		平方メートル以上のもの	578,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、289,000円）			平方メートル以上のもの	578,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、289,000円）
		建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅及び非住宅部分に係る審査	1件につき次に掲げる額を合算した額 ア <u>戸建住宅審査に掲げる手数料額</u>  イ 非住宅標準審査又は非住宅モデル審査に掲げる手数料額			建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅及び非住宅部分に係る審査	1件につき次に掲げる額を合算した額 ア <u>戸建住宅標準審査又は戸建住宅仕様審査に掲げる手数料額</u>  イ 非住宅標準審査又は非住宅モデル審査に掲げる手数料額
		建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅及び非住宅部分に係る審査	1件につき次に掲げる額を合算した額 ア <u>共同住宅審査に掲げる手数料額</u>			建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅及び非住宅部分に係る審査	1件につき次に掲げる額を合算した額 ア <u>共同住宅標準審査又は共同住宅仕様審査に掲げる手数料額</u>

現行				改正案			
			イ 非住宅標準 審査又は非住宅 モデル審査 に掲げる手数料 料額				イ 非住宅標準 審査又は非住宅 モデル審査 に掲げる手数料 料額
		建築物のエネルギー消費性能の 向上に関する法律第34条第1項 の規定に基づく建築物エネルギー 消費性能向上計画の認定の申 請に対する審査のうち、同条第 3項の規定により記載された複 数の建築物による建築物エネル ギー消費性能向上計画の認定の 申請に係る審査	1件につき次に 掲げる額を全て 合算した額 ア <u>戸建住宅審 査に掲げる手 数料額</u>  イ <u>共同住宅審 査に掲げる手 数料額</u>  ウ 非住宅標準 審査に掲げる 手数料額 エ 非住宅モデ ル審査に掲げ る手数料額			建築物のエネルギー消費性能の 向上に関する法律第34条第1項 の規定に基づく建築物エネルギー 消費性能向上計画の認定の申 請に対する審査のうち、同条第 3項の規定により記載された複 数の建築物による建築物エネル ギー消費性能向上計画の認定の 申請に係る審査	1件につき次に 掲げる額を全て 合算した額 ア <u>戸建住宅標 準審査又は戸 建住宅仕様審 査に掲げる手 数料額</u>  イ <u>共同住宅標 準審査又は共 同住宅仕様審 査に掲げる手 数料額</u>  ウ 非住宅標準 審査に掲げる 手数料額 エ 非住宅モデ ル審査に掲げ る手数料額
略	略	略	略	略	略	略	略
76の 17	建築物エネル ギー消費性能	建築物のエネル ギー消費性能の	床面積が200平 方メートル未満 1件につき 36,800円（建築物	76の 17	建築物エネル ギー消費性能	建築物のエネル ギー消費性能の	床面積が200平 方メートル未満 1件につき 36,800円（建築物

現行					改正案				
	向上計画変更 認定申請手数料	向上に関する法律第36条第2項において準用する同法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（次項に係るものを除く。以下この項において同じ。）のうち、一戸建ての住宅に係る審査（以下この項において「戸建住宅審査」という。）	のもの	エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、 6,700円)		向上計画変更 認定申請手数料	向上に関する法律第36条第2項において準用する同法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（次項に係るものを除く。以下この項において同じ。）のうち、一戸建ての住宅であつて誘導性能基準を用いたものに係る審査（以下この項において「戸建住宅標準審査」という。）	のもの	エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、 6,700円)
			床面積が200平方メートル以上	1件につき 40,900円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、 6,700円)				床面積が200平方メートル以上	1件につき 40,900円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、 6,700円)
								床面積が200平方メートル未満	1件につき 19,700円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場
								のもの	
								向上に関する法律第36条第2項において準用す	



現行				改正案			
		ち、共同住宅に係る審査（以下この項において「共同住宅審査」という。）	場合にあっては、 22,400円			ち、共同住宅であって誘導性能基準を用いたものに係る審査（以下この項において「共同住宅標準審査」という。）	場合にあっては、 22,400円
		床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき 202,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、 47,700円）			床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき 202,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、 47,700円）
		床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき 289,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、 84,000円）			床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき 289,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、 84,000円）
		床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき 567,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、 134,000円）			床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき 567,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、 134,000円）
		床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき 1,002,000円（建築物エネルギー消費性能向上基			床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき 1,002,000円（建

現行				改正案			
			の 準適合計画である 場合にあつて は、202,000円)				の 準適合計画である 場合にあつて は、202,000円)
		床面積が50,000 平方メートル以 上のもの	1 件につき 1,840,000円（建 築物エネルギー 消費性能向上基 準適合計画であ る場合にあつて は、305,000円)			床面積が50,000 平方メートル以 上のもの	1 件につき 1,840,000円（建 築物エネルギー 消費性能向上基 準適合計画であ る場合にあつて は、305,000円)
				建築物のエネル ギー消費性能の 向上に関する法 律第36条第2項 において準用す る同法第34条第 1項の規定に基 づく建築物エネ ルギー消費性能 向上計画の変更 の認定の申請に 対する審査のう ち、共同住宅で あつて誘導仕様 基準を用いたも のに係る審査		床面積が300平 方メートル未満 のもの	1 件につき 35,500円（建築物 エネルギー消費 性能向上基準適 合計画である場 合にあつては、 11,500円)
						床面積が300平 方メートル以上 2,000平方メー トル未満のもの	1 件につき 60,000円（建築物 エネルギー消費 性能向上基準適 合計画である場 合にあつては、 22,400円)
						床面積が2,000 平方メートル以 上5,000平方メ	1 件につき 107,000円（建築 物エネルギー消

現行					改正案				
							(以下この項において「共同住宅仕様審査」という。)	一ト未満のも	費性能向上基準適合計画である場合にあっては、 47,700円)
								床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のも	1件につき 162,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、 84,000円)
								床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のも	1件につき 295,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、 134,000円)
								床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のも	1件につき 498,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、 202,000円)
								床面積が50,000平方メートル以上	1件につき 872,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、 1,000,000円)



現行				改正案			
						上のもの	物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、 305,000円)
	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項において準用する同法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分であって基準省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)の基準を用いたものに係る審査(以下この項において「非住宅標準審査」という。)	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき234,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、11,500円)			建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項において準用する同法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分であって標準入力法	1件につき234,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、11,500円)
		床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき293,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、18,700円)			を	1件につき293,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、18,700円)
		床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき378,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、29,300円)			いたものに係る審査(以下この項において「非住宅標準審査」という。)	1件につき378,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、29,300円)
		床面積が2,000平方メートル以上	1件につき			という。)	1件につき

現行				改正案			
		平方メートル以 上5,000平方メ ートル未満のも の	539,000円（建築 物エネルギー消 費性能向上基準 適合計画である 場合にあつては、 84,000円）			平方メートル以 上5,000平方メ ートル未満のも の	539,000円（建築 物エネルギー消 費性能向上基準 適合計画である 場合にあつては、 84,000円）
		床面積が5,000 平方メートル以 上10,000平方メ ートル未満のも の	1件につき 663,000円（建築 物エネルギー消 費性能向上基準 適合計画である 場合にあつては、 132,000円）			床面積が5,000 平方メートル以 上10,000平方メ ートル未満のも の	1件につき 663,000円（建築 物エネルギー消 費性能向上基準 適合計画である 場合にあつては、 132,000円）
		床面積が10,000 平方メートル以 上25,000平方メ ートル未満のも の	1件につき 783,000円（建築 物エネルギー消 費性能向上基準 適合計画である 場合にあつては、 166,000円）			床面積が10,000 平方メートル以 上25,000平方メ ートル未満のも の	1件につき 783,000円（建築 物エネルギー消 費性能向上基準 適合計画である 場合にあつては、 166,000円）
		床面積が25,000 平方メートル以 上50,000平方メ ートル未満のも の	1件につき 893,000円（建築 物エネルギー消 費性能向上基準 適合計画である 場合にあつては、 207,000円）			床面積が25,000 平方メートル以 上50,000平方メ ートル未満のも の	1件につき 893,000円（建築 物エネルギー消 費性能向上基準 適合計画である 場合にあつては、 207,000円）

現行				改正案			
		床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき 1,114,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、289,000円）			床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき 1,114,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、289,000円）
	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項において準用する同法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分であつて基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)の基準を用いたものに係る審査（以下この項において「非	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき 90,800円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、11,500円）		建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項において準用する同法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分であつてモデル建物法	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき 90,800円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、11,500円）
		床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき 115,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、18,700円）		_____を用いたものに係る審査（以下この項において「非	床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき 115,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、18,700円）
		床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき 151,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、		_____を用いたものに係る審査（以下この項において「非	床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき 151,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、

現行				改正案			
		住宅モデル審査」という。) 29,300円)				住宅モデル審査」という。) 29,300円)	
	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき 243,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、84,000円)			床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき 243,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、84,000円)	
	床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき 317,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、132,000円)			床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき 317,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、132,000円)	
	床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき 381,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、166,000円)			床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき 381,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、166,000円)	
	床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき 446,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である			床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき 446,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である	

現行				改正案			
			場合にあつては、 207,000円)				場合にあつては、 207,000円)
		床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき 578,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、 289,000円)			床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき 578,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、 289,000円)
		建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項において準用する同法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅及び非住宅部分に係る審査	1件につき次に掲げる額を合算した額 ア <u>戸建住宅審査に掲げる手数料額</u>  イ 非住宅標準審査又は非住宅モデル審査に掲げる手数料額			建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項において準用する同法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅及び非住宅部分に係る審査	1件につき次に掲げる額を合算した額 ア <u>戸建住宅標準審査又は戸建住宅仕様審査に掲げる手数料額</u>  イ 非住宅標準審査又は非住宅モデル審査に掲げる手数料額
		建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項において準用する同法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更	1件につき次に掲げる額を合算した額 ア <u>共同住宅審査に掲げる手</u>			建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項において準用する同法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更	1件につき次に掲げる額を合算した額 ア <u>共同住宅標準審査又は共</u>

現行			改正案		
	の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅及び非住宅部分に係る審査	<u>数料額</u>  イ 非住宅標準審査又は非住宅モデル審査に掲げる手数料額		の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅及び非住宅部分に係る審査	<u>同住宅仕様審査に掲げる手数料額</u>  イ 非住宅標準審査又は非住宅モデル審査に掲げる手数料額
	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項において準用する同法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、同条第3項の規定により記載された複数の建築物による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に係る審査	1件につき次に掲げる額を全て合算した額 ア <u>戸建住宅審査に掲げる手数料額</u>  イ <u>共同住宅審査に掲げる手数料額</u>  ウ 非住宅標準審査に掲げる手数料額 エ 非住宅モデル審査に掲げる手数料額		建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項において準用する同法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、同条第3項の規定により記載された複数の建築物による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に係る審査	1件につき次に掲げる額を全て合算した額 ア <u>戸建住宅標準審査又は戸建住宅仕様審査に掲げる手数料額</u>  イ <u>共同住宅標準審査又は共同住宅仕様審査に掲げる手数料額</u>  ウ 非住宅標準審査に掲げる手数料額 エ 非住宅モデル審査に掲げる手数料額

現行					改正案				
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
76の	建築物エネルギー消費性能	略	略	略	76の	建築物エネルギー消費性能	略	略	略
19	基準適合認定申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅であつて基準省令第1条第1項第2号イ(2)(i)及びロ(2)又は同号イ(3)及びロ(3)の基準を用いたものに係る審査(以下この項において「戸建住宅仕様等審査」という。)	略	略	19	基準適合認定申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅であつて基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)又は同号イ(3)及びロ(3)の基準を用いたものに係る審査(以下この項において「戸建住宅仕様等審査」という。)	略	略
		建築物のエネルギー消費性能の	略	略			建築物のエネルギー消費性能の	略	略

現行				改正案			
		向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅であって基準省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)及びロ(2)又はイ(3)及びロ(3)の基準を用いたものに係る審査(以下この項において「共同住宅仕様等審査」という。)				向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅であって基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)又はイ(3)及びロ(3)の基準を用いたものに係る審査(以下この項において「共同住宅仕様等審査」という。)	
		略	略			略	略
				76の	建築物エネルギー消費性能	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項又は第41条第2項の規定に基づく認定の証明に係る書面の交付	1件につき 300円
				2	認定証明手数料		
略	略	略	略	略	略	略	略
備考				備考			



現行	改正案
<p>1～12 略</p> <p>13 <u>第76の14の2項</u>に規定する床面積は、建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る建築物の部分の床面積（増築等の場合であつて、基準省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法において当該増築等に係る建築物のうち増築等を行わない部分について特別の算定方法によることが認められているときは、当該既存部分の床面積を除いた床面積）について算定する。</p> <p>14～20 略</p>	<p>1～12 略</p> <p>13 <u>第76の14の2の2項</u>に規定する床面積は、建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る建築物の部分の床面積（増築等の場合であつて、基準省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法において当該増築等に係る建築物のうち増築等を行わない部分について特別の算定方法によることが認められているときは、当該既存部分の床面積を除いた床面積）について算定する。</p> <p>14～20 略</p>

## 条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市税条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）</li> <li>・ 市（町・村）税条例（例）等の一部改正について（令和5年3月31日付総税市第38号総務省自治税務局長通知）</li> </ul>	4 制定改廃の概要	<p>1. 個人市民税に係る事項            森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律及び地方税法等の改正を受け、個人住民税均等割と併せて課税されることとなる森林環境税について賦課徴収の方法を規定し、納税通知書に記載すべき納付額に追加する。この改正は令和6年度課税から適用する。（第25条の2、第32条、第34条、第37条、第44条、第44条の2、第44条の6関係）</p> <p>2. 固定資産税に係る事項            長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションについて、対象を限定したうえで固定資産税を減額する措置を創設するように地方税法が改正されたことを受け、参酌どおりの1/3とし、その申告について規定する。この改正は令和6年度課税から適用する。（附則第10条の2、附則第10条の3関係）</p> <p>3. 軽自動車税環境性能割及び軽自動車税種別割に係る事項            道路交通法及び地方税法等の改正を受け、現行の原動機付自転車から区分して新たに定義された特定小型原動機付自転車（一定の要件を満たす電動キックボード等）に係る軽自動車税種別割の税率を2,000円とする。この改正は令和6年度課税から適用する。（第90条関係）</p> <p>4. その他左記の法律改正に伴う所要の改正を行う。</p>
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。</li> </ul>		
5 施行期日	公布の日、令和5年7月1日、令和6年1月1日、令和7年1月1日	所管部課	総務部 市民税課、資産税課

## 奈良市税条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第25条の2 略</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は_____当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し_____、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する_____。</p> <p>3 略</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p> <p>第29条の2 略</p> <p>2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給</p>	<p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第25条の2 略</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により当該納税義務者の前項の申告書に係る年度分の個人の県民税、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金を納付し、若しくは納入する。</p> <p>3 略</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p> <p>第29条の2 略</p> <p>2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書(その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書)に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。</p> <p>3 第1項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給</p>

現行	改正案
<p>与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、<u>前項</u>又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p>	<p>与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、<u>第1項</u>又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p>
<p>3 <u>前2項</u>の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。</p>	<p>4 <u>第1項及び前項</u>の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。</p>
<p>4 給与所得者は、<u>第1項及び第2項</u>の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第56条第3項において同じ。）により提供することができる。</p>	<p>5 給与所得者は、<u>第1項及び第3項</u>の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第56条第3項において同じ。）により提供することができる。</p>
<p>5 前項の規定の適用がある場合における<u>第3項</u>の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。 （<u>個人の市民税の徴収の方法</u>）</p>	<p>6 前項の規定の適用がある場合における<u>第4項</u>の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。 （<u>個人の市民税の徴収の方法等</u>）</p>
<p>第32条 個人の市民税は、第37条、第44条の2第1項、第44条の5又は第51条の規定によつて特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によつて徴収する。</p>	<p>第32条 個人の市民税は、第37条、第44条の2第1項、第44条の5又は第51条の規定により<u>特別徴収の方法</u>による場合を除くほか、普通徴収の方法により<u>徴収する</u>。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p> <p>3 <u>森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。</u></p>



現行	改正案
<p>所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によつて徴収することが適当でない認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があつた場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法によつて徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。</p>	<p>所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法により__徴収することが適当でない認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があつた場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法により__徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。</p>
4 略	4 略
<p>5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となつた者(所得税法第183条の規定によつて給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。)を通じて、当該異動によつて従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなつた日の属する月の翌月の10日(その支払を受けなくなつた日が翌年の4月中である場合には、同月30日)までに、第1項の規定により特別徴収の方法によつて徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(既に特別徴収の方法によつて徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額)を特別徴収の方法によつて徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額の特別徴収の方法によつて徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあつた場合において、特別徴収の方法によつて徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。</p>	<p>5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となつた者(所得税法第183条の規定により__給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。)を通じて、当該異動により__従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなつた日の属する月の翌月の10日(その支払を受けなくなつた日が翌年の4月中である場合には、同月30日)までに、第1項の規定により特別徴収の方法により__徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(既に特別徴収の方法により__徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額)を特別徴収の方法により__徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法により__徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあつた場合において、特別徴収の方法により__徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。</p>
<p>6 特別徴収の方法によつて個人の市民税を徴収される納税義務者が、当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月</p>	<p>6 特別徴収の方法により__個人の市民税を徴収される納税義務者が、当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月</p>

現行	改正案
<p>以降の月割額を特別徴収の方法によつて徴収されたい旨の納税義務者からの申出があつた場合及びその事由がその年の翌年の1月1日から4月30日までの間において発生した場合には、当該納税義務者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額（同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなつたときにあつては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額）を特別徴収の方法によつて徴収する。</p> <p>（給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ）</p>	<p>以降の月割額を特別徴収の方法により 徴収されたい旨の納税義務者からの申出があつた場合及び当該納税義務者が 翌年の1月1日から4月30日までの間において給与の支払を受けないこととなつた場合には、その者 に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額（同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなつたときにあつては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額）を特別徴収の方法により 徴収する。</p> <p>（給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ）</p>
<p>第44条 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなつたこと等により給与所得に係る特別徴収税額の特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた場合においては、特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた金額に相当する税額は、特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた日以後において到来する第33条第1項の納期がある場合においてはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によつて徴収するものとする。</p>	<p>第44条 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなつたこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法により 徴収されないこととなつた場合には、特別徴収の方法により 徴収されないこととなつた金額に相当する税額は、特別徴収の方法により 徴収されないこととなつた日以後において到来する第33条第1項の納期がある場合には 直ちに、普通徴収の方法により 徴収するものとする。</p>
<p>2 法第321条の6第1項の通知によつて変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から 納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によつて</p>	<p>2 法第321条の6第1項の通知により 変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から 市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該納税者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入す</p>
<p>当該納税者の未納に係る徴収金に充当する</p>	<p>ることを委託したものとみなす。</p>

現行	改正案
<p>(公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収)</p> <p>第44条の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付(法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支払を受けている年齢65歳以上の者(特別徴収の方法によつて徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。)である場合には、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額_____の合算額(当該納税義務者に係る均等割額を第37条第1項の規定により特別徴収の方法によつて徴収する場合には、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第44条の5において同じ。)の2分の1に相当する額(以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によつて徴収する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 特別徴収の方法によつて徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者</p> <p>2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第33条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によつて徴収する。</p> <p>(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)</p> <p>第44条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの規定を法第321</p>	<p>(公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収)</p> <p>第44条の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付(法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支払を受けている年齢65歳以上の者(特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。)である場合には_____、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第44条の5において同じ。)の合算額(当該納税義務者に係る均等割額を第37条第1項の規定により特別徴収の方法により徴収する場合には_____、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第44条の5において同じ。)の2分の1に相当する額(以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法により徴収する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 特別徴収の方法により_____徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者</p> <p>2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第33条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法により_____徴収する。</p> <p>(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)</p> <p>第44条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの規定を法第321</p>





現行	改正案
<p>あるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の三輪のもの_____を除外する。で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>附 則</p> <p>(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第8条 昭和57年度から令和6年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第28条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第29条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p> <p>2・3 略</p> <p>(読替規定)</p> <p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、第63条又は第64条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第67条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで、第63条若しくは第64条」とする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 略</p> <p>2 略</p>	<p>あるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の三輪のもの及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除外する。で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>附 則</p> <p>(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第8条 昭和57年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第28条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第29条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p> <p>2・3 略</p> <p>(読替規定)</p> <p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで又は第63条_____の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第67条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで若しくは第63条_____」とする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 略</p> <p>2 略</p>

現行	改正案
3 法附則第15条第15項に規定する固定資産税に係る市町村の条例で定める割合は5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第15項に規定する固定資産税に係る市町村の条例で定める割合は2分の1）とする。	3 法附則第15条第14項に規定する固定資産税に係る市町村の条例で定める割合は5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第14項に規定する固定資産税に係る市町村の条例で定める割合は2分の1）とする。
4 法附則第15条第26項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	4 法附則第15条第25項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
5 法附則第15条第29項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	5 法附則第15条第28項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
6 法附則第15条第33項に規定する固定資産税に係る市町村の条例で定める割合は3分の1とする。	6 法附則第15条第32項に規定する固定資産税に係る市町村の条例で定める割合は3分の1とする。
7 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	7 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
8 法附則第15条第43項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。	8 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。
9 略	9 略
10 法附則第64条に規定する市町村の条例で定める割合は零とする。	10 法附則第15条の9の3第1項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。
（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）	（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）
第10条の3 略	第10条の3 略
2～10 略	2～10 略
	11 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 （1） 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人

現行	改正案
<p>11 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第13項</u>に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 施行規則<u>附則第7条第13項</u>に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</p> <p>(6) 略</p> <p><u>(軽自動車税の環境性能割の非課税)</u></p>	<p><u>番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</u></p> <p>(2) <u>家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積</u></p> <p>(3) <u>家屋の建築年月日及び登記年月日</u></p> <p>(4) <u>当該工事が完了した年月日</u></p> <p>(5) <u>当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由</u></p> <p>12 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第17項</u>に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 施行規則<u>附則第7条第17項</u>に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</p> <p>(6) 略</p>
<p>第20条の2 <u>法第451条第1項第1号（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間（附則第21条の5第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第88条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</u></p> <p>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</p>	<p>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</p>
<p>第21条 略</p>	<p>第21条 略</p>

現行	改正案
<p>2・3 略</p> <p>4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の10</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</p>	<p>2・3 略</p> <p>4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の35</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</p>
<p>第21条の5 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>自家用の三輪以上の軽自動車であつて乗用のものに対する第88条の5</u> (第2号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p>	<p>第21条の5 略</p> <p>2 略</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p>
<p>第22条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第8項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第90条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <div data-bbox="152 1090 1064 1141" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div>	<p>第22条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第90条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <div data-bbox="1160 1090 2072 1141" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div>
<p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第90条の規定の適用については、当該軽自動車が<u>令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分</u>の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <div data-bbox="152 1425 1064 1476" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div>	<p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第90条の規定の適用については、当該軽自動車が<u>令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分</u>の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <div data-bbox="1160 1425 2072 1476" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div>

現行	改正案															
<p>3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この条において「ガソリン軽自動車」という。）のうち三輪以上のものに対する第90条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="159 528 1064 770"> <tr> <td>第2号</td> <td>3,900円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6,900円</td> <td>3,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10,800円</td> <td>5,400円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3,800円</td> <td>1,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5,000円</td> <td>2,500円</td> </tr> </table>	第2号	3,900円	2,000円		6,900円	3,500円		10,800円	5,400円		3,800円	1,900円		5,000円	2,500円	
第2号	3,900円	2,000円														
	6,900円	3,500円														
	10,800円	5,400円														
	3,800円	1,900円														
	5,000円	2,500円														
<p>4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第90条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="159 1054 1064 1297"> <tr> <td>第2号</td> <td>3,900円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6,900円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10,800円</td> <td>8,100円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3,800円</td> <td>2,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5,000円</td> <td>3,800円</td> </tr> </table>	第2号	3,900円	3,000円		6,900円	5,200円		10,800円	8,100円		3,800円	2,900円		5,000円	3,800円	
第2号	3,900円	3,000円														
	6,900円	5,200円														
	10,800円	8,100円														
	3,800円	2,900円														
	5,000円	3,800円														
<p>5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第90条の規定の適用については、当該軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号</p>																

現行	改正案
<p>指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車<del>が</del>令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	
<p>6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第90条の規定の適用については、当該軽自動車<del>が</del>令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車<del>が</del>令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	
<p>7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車<del>が</del>（営業用の乗用のものに限る。）に対する第90条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車<del>が</del>令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車<del>が</del>令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける三輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第90条の規定の適用については、<del>_____</del>、当該ガソリン軽自動車<del>が</del>令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号イ中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ウ(ア)中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。</p>
<p>8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第90条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車<del>が</del>令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場</p>	<p>4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第90条の規定の適用については、_____</p>

現行	改正案
<p>合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車 が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を 受けた場合には令和5年度分</p>	<p>_____、当該ガソリン軽自動車 が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を 受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度</p>
<p>の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中 同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句 _____ とする。</p>	<p>分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号イ中「3,900円」とあるのは 「3,000円」と、同号ウ(ア)中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。</p>
<p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p>	<p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p>
<p>第23条 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動 車が前条第2項から第8項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車 に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則 第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において 同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p>	<p>第23条 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動 車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車 に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則 第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において 同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の 額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加 算した金額とする。</p>	<p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の 額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加 算した金額とする。</p>
<p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係 る市民税の課税の特例)</p>	<p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係 る市民税の課税の特例)</p>
<p>第26条 昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、 所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因とな る土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下こ の条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条に おいて同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲 渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をい う。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規 定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期 譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定に かかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額</p>	<p>第26条 昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、 所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因とな る土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下こ の条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条に おいて同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲 渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をい う。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規 定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期 譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定に かかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額</p>



現行	改正案
<p>に相当する額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。</p> <p>3 略</p> <p>(法附則第15条第15項の条例で定める割合)</p> <p>第28条の8 法附則第15条第15項に規定する都市計画税に係る市町村の条例で定める割合は5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第15項に規定する都市計画税に係る市町村の条例で定める割合は2分の1）とする。</p> <p>(法附則第15条第33項の条例で定める割合)</p> <p>第28条の9 法附則第15条第33項に規定する都市計画税に係る市町村の条例で定める割合は3分の1とする。</p> <p>(法附則第15条第39項の条例で定める割合)</p> <p>第28条の10 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)</p> <p>第33条・第34条 略</p>	<p>に相当する額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。</p> <p>3 略</p> <p>(法附則第15条第14項の条例で定める割合)</p> <p>第28条の8 法附則第15条第14項に規定する都市計画税に係る市町村の条例で定める割合は5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第14項に規定する都市計画税に係る市町村の条例で定める割合は2分の1）とする。</p> <p>(法附則第15条第32項の条例で定める割合)</p> <p>第28条の9 法附則第15条第32項に規定する都市計画税に係る市町村の条例で定める割合は3分の1とする。</p> <p>(法附則第15条第38項の条例で定める割合)</p> <p>第28条の10 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)</p> <p>第33条・第34条 略</p>

現行	改正案
第35条 法附則第15条第1項、 <u>第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項</u> 、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第159条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条、第15条の3若しくは第63条」とする。	第35条 法附則第15条第1項、 <u>第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項</u> 、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第159条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条、第15条の3若しくは第63条」とする。

## 条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> <li>離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令（令和5年総務省令第26号）第5条による地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）の一部改正</li> </ul>	4 制定改廃の概要	1. 固定資産税の課税免除の条件となる対象施設の設置期限を「令和5年3月31日」から「令和7年3月31日」まで延長する。（第3条関係）
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記の省令の改正に伴い、固定資産税の課税免除の条件となる、対象施設の設置期限を延長するため。</li> </ul>		
5 施行期日	公布の日	所管部課	観光経済部 産業政策課

## 奈良市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(課税免除の適用範囲)</p> <p>第3条 市長は、地域経済牽引事業者がこの条例の施行の日以後に奈良県知事により地域経済牽引事業計画の承認を受け、当該承認を受けた日から<u>令和5年3月31日</u>までの間に促進区域において対象施設を設置したときは、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物（当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はこれらの敷地である土地（この条例の施行の日以後に取得したものに限り、かつ、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合に限り。）に対して課する固定資産税については、当該家屋又は構築物に対して新たに固定資産税を課することとなった年度から3年度分に限り、免除することができる。</p> <p>2 略</p>	<p>(課税免除の適用範囲)</p> <p>第3条 市長は、地域経済牽引事業者がこの条例の施行の日以後に奈良県知事により地域経済牽引事業計画の承認を受け、当該承認を受けた日から<u>令和7年3月31日</u>までの間に促進区域において対象施設を設置したときは、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物（当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はこれらの敷地である土地（この条例の施行の日以後に取得したものに限り、かつ、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合に限り。）に対して課する固定資産税については、当該家屋又は構築物に対して新たに固定資産税を課することとなった年度から3年度分に限り、免除することができる。</p> <p>2 略</p>

## 条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市火災予防条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令等の公布について（令和5年2月21日付消防予第59号消防庁次長通知）</li> </ul>	4 制定改廃の概要	<p>1. 急速充電設備に関する規定について</p> <p>急速充電設備の充電対象を、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するもの）とし、全出力の上限を撤廃したことにより必要な規定の改正を行うとともに、その他所要の規定の改正を行うもの。（第12条の2関係）</p> <p>2. 喫煙等に関する規定について</p> <p>「喫煙所」と表示した標識について、健康増進法に規定する喫煙専用室標識が設置されている場合は設置しなくてもよいこととしたほか、「禁煙」、「火気厳禁」又は「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格又は日本産業規格に適合するものとしなければならないこととしたことにより、所要の規定の改正を行うもの。（第17条、第24条、第54条の2の3、第54条の6、別表第7関係）</p>
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>急速充電設備の規制の在り方に関する検討部会における検討結果を踏まえ、対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（以下「基準省令」という。）に規定されている、急速充電設備の全出力の上限を撤廃するとともに、火災予防上必要な措置の見直しが行われたため。</li> </ul>		
5 施行期日	公布の日、令和5年10月1日	所管部課	消防局 予防課










## 奈良市火災予防条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(急速充電設備)</p> <p>第12条の2 <u>急速充電設備</u> (電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車等(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第11号において同じ。))をいう。以下この条において同じ。))に充電する設備(全出力20キロワット以下のもの及び全出力200キロワットを超えるものを除く。)をいう。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 急速充電設備(全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。)を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、<u>不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。</u></p> <p>(2) その<sup>きょう</sup>管体は不燃性の金属材料で造ること。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(6) <u>急速充電設備と電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。</u></p> <p>(7) <u>急速充電設備と電気自動車等の接続部に電圧が印加されている場合</u></p>	<p>(急速充電設備)</p> <p>第12条の2 <u>急速充電設備</u> (電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。))にコネクタ(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。))を用いて充電する設備(全出力20キロワット以下のものを除く。)をいい、分離型のもの(変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト(コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。))により構成されるものをいう。以下同じ。)にあつては、充電ポストを含む。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 急速充電設備(全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。)を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、次に掲げるものにあつては  <u>_____、この限りでない。</u>  <u>ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの</u>  <u>イ 分離型のものにあつては、充電ポスト</u></p> <p>(2) その<sup>きょう</sup>管体は不燃性の金属材料で造ること。<u>ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。</u></p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(6) <u>コネクタ</u>と電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。</p> <p>(7) <u>コネクタが電気自動車等に接続され、電圧が印加されている場合</u></p>

現行	改正案
<p>には、当該接続部が _____ 外れないようにする措置を講ずること。</p> <p>(8)～(10) 略</p> <p>(11) 急速充電設備を手動で緊急停止させることができる措置を講ずる _____ こと。</p> <p>(12) 自動車等 _____ の衝突を防止する措置を講ずること。</p> <p>(13) コネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分）をいう。以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクタに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。</p> <p>(14)・(15) 略</p> <p>(16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池 _____ について次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>ア～エ 略</p> <p>(17)・(18) 略</p>	<p>には、当該コネクタが当該電気自動車等から外れないようにする措置を講ずること。</p> <p>(8)～(10) 略</p> <p>(11) 急速充電設備を手動で緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたときに、速やかに操作することができる箇所に設けること。</p> <p>(12) 急速充電設備と電気自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。</p> <p>(13) コネクタ _____ について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクタに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。</p> <p>(14)・(15) 略</p> <p>(16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）について次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>ア～エ 略</p> <p>(17) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。</p> <p>(18)・(19) 略</p>
<p>2 略 (避雷設備)</p> <p>第17条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項に規定する日本産業規格をいう。 _____ ）に適合するものとしなければならない。</p> <p>2 避雷設備の管理については第12条第1項第9号の規定を準用する。 (喫煙等)</p> <p>第24条 略</p>	<p>2 略 (避雷設備)</p> <p>第17条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項に規定する日本産業規格をいう。以下同じ。）に適合するものとしなければならない。</p> <p>2 避雷設備の管理については第12条第1項第9号の規定を準用する。 (喫煙等)</p> <p>第24条 略</p>

現行	改正案
2 略	2 略
3 <u>前項の場合において、併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない。</u>	
4 第1項の消防長が指定する場所を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならない。 (1) 略 (2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置 ( <u>併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない</u> 。)	3 第1項の消防長が指定する場所を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならない。 (1) 略 (2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置 ( <u>健康増進法(平成14年法律第103号)第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においてはこの限りでない。</u> )
5 <u>前項第2号</u> に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下(通行の用に供しない部分を除く。)以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。	4 <u>第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。</u>
6・7 略 (喫煙、たき火等の制限)	5 <u>第3項第2号</u> に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下(通行の用に供しない部分を除く。)以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。
第54条の2の3 略	6・7 略 (喫煙、たき火等の制限)
2 略	第54条の2の3 略 2 略



現行	改正案												
<p>3 前項の場合において、併せて図記号による標識を設けるときは、<u>別表第7</u>に定めるものとしなければならない。</p> <p>4 略 (指定美術工芸品等の公開)</p> <p>第54条の6 略</p> <p>2 前項第5号の場合において、併せて図記号による標識を設けるときは、<u>別表第7</u>に定めるものとしなければならない。</p> <p>別表第4から別表第6まで 削除</p> <p>別表第7 (第24条、第54条の2の3、第54条の6関係)</p>	<p>3 前項の場合において、併せて図記号による標識を設けるときは、<u>第24条第4項</u>の規定を準用する_____。</p> <p>4 略 (指定美術工芸品等の公開)</p> <p>第54条の6 略</p> <p>2 前項第5号の場合において、併せて図記号による標識を設けるときは、<u>第24条第4項</u>の規定を準用する_____。</p> <p>別表第4から別表第7まで 削除</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="159 624 461 671">表示の種類</th> <th data-bbox="461 624 676 671">図記号</th> <th data-bbox="676 624 1061 671">色</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="159 671 461 927">禁煙である旨の表示</td> <td data-bbox="461 671 676 927"></td> <td data-bbox="676 671 1061 927">記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 927 461 1177">火気厳禁である旨の表示</td> <td data-bbox="461 927 676 1177"></td> <td data-bbox="676 927 1061 1177">記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 1177 461 1390">喫煙所である旨の表示</td> <td data-bbox="461 1177 676 1390"></td> <td data-bbox="676 1177 1061 1390">記号は黒、地は白</td> </tr> </tbody> </table>	表示の種類	図記号	色	禁煙である旨の表示		記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白	火気厳禁である旨の表示		記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白	喫煙所である旨の表示		記号は黒、地は白	
表示の種類	図記号	色											
禁煙である旨の表示		記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白											
火気厳禁である旨の表示		記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白											
喫煙所である旨の表示		記号は黒、地は白											

## 条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市公民館条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等		4 制定改廃の概要	1. 二名公民館西登美ヶ丘分館を廃止する。(第2条関係)
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の拠点施設の整備の見直しに伴い、二名公民館西登美ヶ丘分館を廃止するため。</li> </ul>		
5 施行期日	令和5年7月1日	所管部課	教育部 地域教育課

## 奈良市公民館条例 新旧対照表

現行	改正案																						
(設置)	(設置)																						
第2条 略	第2条 略																						
2 前項の公民館に次のとおり分館を設置する。	2 前項の公民館に次のとおり分館を設置する。																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="159 432 589 480">名称</th> <th data-bbox="589 432 1061 480">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="159 480 589 528">略</td> <td data-bbox="589 480 1061 528">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 528 589 576">二名公民館二名分館</td> <td data-bbox="589 528 1061 576">奈良市二名一丁目2,400番地の4</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 576 589 624">二名公民館西登美ヶ丘分館</td> <td data-bbox="589 576 1061 624">奈良市西登美ヶ丘五丁目3番9号</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 624 589 671">京西公民館平松分館</td> <td data-bbox="589 624 1061 671">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 671 589 719">略</td> <td data-bbox="589 671 1061 719">略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略	略	二名公民館二名分館	奈良市二名一丁目2,400番地の4	二名公民館西登美ヶ丘分館	奈良市西登美ヶ丘五丁目3番9号	京西公民館平松分館	略	略	略	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1167 432 1597 480">名称</th> <th data-bbox="1597 432 2069 480">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1167 480 1597 528">略</td> <td data-bbox="1597 480 2069 528">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1167 528 1597 576">二名公民館二名分館</td> <td data-bbox="1597 528 2069 576">奈良市二名一丁目2,400番地の4</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1167 576 1597 624">京西公民館平松分館</td> <td data-bbox="1597 576 2069 624">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1167 624 1597 671">略</td> <td data-bbox="1597 624 2069 671">略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略	略	二名公民館二名分館	奈良市二名一丁目2,400番地の4	京西公民館平松分館	略	略	略
名称	位置																						
略	略																						
二名公民館二名分館	奈良市二名一丁目2,400番地の4																						
二名公民館西登美ヶ丘分館	奈良市西登美ヶ丘五丁目3番9号																						
京西公民館平松分館	略																						
略	略																						
名称	位置																						
略	略																						
二名公民館二名分館	奈良市二名一丁目2,400番地の4																						
京西公民館平松分館	略																						
略	略																						